

2026年7月7日
(電子提供措置の開始日 2026年6月30日)

株主各位

広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F

株式会社アクアライン

代表取締役社長 楯 広長

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

なお、当日のご出席に代えては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する
賛否をご表示いただき、2026年7月21日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいます
ようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時	2026年7月22日(水曜日) 午前11時 (受付開始は午前10時30分を予定しております。)
2. 場所	東京都千代田区霞が関3-4-2 一般財団法人 商工会館「5H会議室」
3. 目的事項	決議事項 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第2号議案 株式併合の件 第3号議案 定款一部変更の件
4. 議決権行使期限	2026年7月21日(火曜日) 午後5時到着分まで
5. 電子提供措置事項 掲載先	当社ウェブサイト https://www.aqualine.jp/

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎ 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただきます、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.aqualine.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 提案の理由

当社は、上場廃止後の事業運営及び財務体質の改善を図るとともに、今後の機動的な資本政策を可能とするため、会社法第447条及び第448条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少するものであります。

また、当該資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金について、会社法第452条の規定に基づき、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するとともに、第2号議案「株式併合の件」により生じる1株未満の端数について、会社法第234条第4項及び第5項の規定に基づき当社が買い取る場合の原資を確保するため、剰余金の処分を行うものであります。

なお、当社による端数株式の買取りについては、会社法第461条に定める分配可能額の範囲内で実施するものといたします。

2. 減少する資本金及び資本準備金の額

項目	金額
資本金（減少前）	1,311,437,100 円
減少する資本金の額	1,301,437,100 円
資本金（減少後）	10,000,000 円

減少する資本金の額 1,301,437,100 円は、全額をその他資本剰余金に振り替えるものといたします。

項目	金額
資本準備金（減少前）	1,231,437,100 円
減少する資本準備金の額	1,231,437,100 円
資本準備金（減少後）	0 円

減少する資本準備金の額 1,231,437,100 円は、全額をその他資本剰余金に振り替えるものといたします。

3. 減資により増加するその他資本剰余金の額

上記2により増加するその他資本剰余金の額は、次のとおりであります。

項目	金額
資本金の額の減少により増加するその他資本剰余金	1,301,437,100 円
資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金	1,231,437,100 円
合計	2,532,874,200 円

4. 剰余金の処分の内容

当社は、上記の資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金 2,532,874,200 円について、繰越利益剰余金の欠損填補及び第 2 号議案「株式併合の件」により生じる端数株式の買取りの原資確保を目的として、次のとおり剰余金の処分を行うものといたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金（減少）	2,395,478,058 円
--------------	-----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金（増加）	2,395,478,058 円
-------------	-----------------

上記の剰余金の処分は、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

5. 処分後の分配可能額

上記の剰余金の処分により繰越利益剰余金の欠損を填補した後、その他資本剰余金に残額が生じません。第 2 号議案「株式併合の件」により生じる 1 株未満の端数について当社が買い取る場合には、会社法第 461 条に定める分配可能額の範囲内で実施いたします。

6. 効力発生日

2026 年 8 月 25 日を予定しております。なお、債権者保護手続が完了していることを条件とします。

7. その他

本議案が承認可決された場合、当社は 2026 年 7 月 23 日を目途に官報公告及び当社定款所定の電子公告を行い、債権者異議申述期間を設ける予定です。

なお、第 2 号議案「株式併合の件」に基づく端数株式の買取りは、本議案の承認可決及び効力発生により、会社法第 461 条に定める分配可能額が確保されることを前提として実施するものといたします。

第 2 号議案 株式併合の件

1. 併合の理由

当社は 2026 年 6 月 1 日をもって上場廃止となりました。非公開化後の経営効率を向上させ、管理コストを適正化することを目的として、本株式併合を実施し、当社の発行済株式総数を減少させるものであります。

2. 併合の内容

- ・併合の割合：当社普通株式 100,000 株を 1 株に併合いたします。
- ・効力発生日：2026 年 8 月 25 日
- ・発行可能株式総数に係る定款変更：本併合の効力発生をもって、定款第 6 条（発行可能株式総数）を、現在の 42,444,516 株から 424 株に減少させるものとみなします。

3. 株式併合が適当である理由

本株式併合における対価（1株未満の端数株主に交付される金銭）については、第三者算定機関による客観的な評価等を勘案し、併合前普通株式1株あたり2円相当と決定いたしました。これは株主の皆様の利益を不当に害することのない適正な価格であると判断しております。

4. 併合により生じる端数（1株未満の株式）の取扱い

本株式併合により1株未満の端数が生じる場合には、本株式併合により1株未満の端数が生じる場合には、会社法第234条第4項および第5項等の規定に基づき、裁判所の許可を得て、その端数の合計数を一括して売却（当社による買い取りを含みます）し、その売却代金を、端数が生じた株主の皆様に対し、その端数の割合に応じて交付いたします。

なお、当社は端数の取得に際し、併合前普通株式1株あたり2円にて買い取ることといたします。

5. 株式併合の効力発生条件

本株式併合は、2026年7月22日開催の臨時株主総会において、本議案が承認可決されることを条件として効力が生じます。

6. 株主への影響

本株式併合の効力発生後は、株主の皆様がお持ちの株式数が100,000分の1となります。ただし、当社は非上場会社であるため、株式の換価性は上場時に比べ制限される点をあらかじめご了承ください。

1株未満の端数が生じる株主の皆様には、会社法の規定に基づき金銭を交付いたします（端数対価：併合前1株あたり2円）。

7. 反対株主の株式買取請求権

本株式併合に反対する株主の皆様は、会社法第182条の4の規定に基づき、当社に対して、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は上場廃止後の会社規模及び運営実態に合わせ、機関設計の見直し、株式譲渡制限規定の新設、株主管理に関する規定の整備等を行うため、定款の一部を変更するものであります。

(1) 監査役会の廃止

機関設計の簡素化のため、監査役会を廃止し、監査役設置会社へ移行いたします。なお、会計監査人は引き続き設置いたします。

(2) 発行可能株式総数の変更

株式併合に伴い、発行可能株式総数を変更いたします。

(3) 株式の譲渡制限の設定

上場廃止に伴い、安定的な株主構成を確保するため、当社の発行する全部の株式に譲渡制限を設定いたします。

(4) 単元株制度の廃止

株式併合に伴い、単元株制度を廃止いたします。

(5) 株主名簿管理人に関する規定の削除

株主名簿管理人への委託終了に伴い、関連規定を削除いたします。

(6) 電子提供措置に関する規定の廃止

株主総会資料の提供方法を見直し、書面による交付を基本とする運用へ移行するため、電子提供措置に関する規定を廃止いたします。

(7) 決算期（事業年度の末日）の変更

経営管理、予算管理及び決算業務の効率化を図るとともに、今後の事業運営体制に即した事業年度とするため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までの1年から、毎年9月1日から翌年8月末日までの1年といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

本定款変更は、2026年7月22日開催の本総会終結の時をもって効力を生じるものとする。

ただし、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026年8月25日をもって効力を生じるものとする。

現行定款	変更案
<p>4. 機 関 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>6. 発行可能株式総数 当社の発行可能株式総数は、<u>4 2, 4 4 4, 5 1 6</u>株とする。 (新設)</p> <p>8. 単元株式数 当社の1単元の株式数は、1 0 0株とする。</p> <p>9. 単元未満株式についての権利 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第1 8 9条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第1 6 6条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>10. 基準日</u> (1) 当社は、<u>毎年2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>11. 株主名簿管理人 (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 (3) 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p><u>12. 株式取扱規程</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>13. 招 集</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年5月</u>にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>14. 招集権者及び議長</u> (1) 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 (2) 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>15. 電子提供措置等 (1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>16. ~30.</u> (条文省略)</p>	<p>4. 機 関 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>会計監査人</u> (削除)</p> <p>6. 発行可能株式総数 当社の発行可能株式総数は、<u>4 2 4</u>株とする。</p> <p><u>8. 株式の譲渡制限</u> <u>当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>9. 基準日</u> (1) 当社は、<u>毎年8月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>10. 株式取扱規程</u> (現行どおり)</p> <p><u>11. 招 集</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年1 1月</u>にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>12. 招集権者及び議長</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>13. ~27.</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>31. ～33.</u> (条文省略)</p> <p>34. 常勤の監査役 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>35.</u> 補欠監査役 (1) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。 (2) 補欠監査役の選任決議の定足数及び決議要件は、<u>33.</u> 選任方法(2)の規定を準用する。 (3) 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 (4) 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>36. 監査役会の招集通知 (1) 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>37. 監査役会の決議方法 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>38. 監査役会の議事録 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>39. 監査役会規程 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>40. ～43.</u> (条文省略)</p> <p><u>44.</u> 会計監査人の報酬等 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て決定する。</p> <p><u>45.</u> 事業年度 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p> <p><u>46.</u> 剰余金の配当の基準日 (1) 当社は、株主総会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。 (2) 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。 (3) 前各号のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p><u>47.</u> (条文省略)</p>	<p>第5章 <u>監査役</u></p> <p><u>28. ～30.</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>31.</u> 補欠監査役 (1) (現行どおり) (2) 補欠監査役の選任決議の定足数及び決議要件は、<u>29.</u> 選任方法(2)の規定を準用する。 (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>32. ～35.</u> (現行どおり)</p> <p><u>36.</u> 会計監査人の報酬等 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役</u>の同意を得て決定する。</p> <p><u>37.</u> 事業年度 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの1年とする。</p> <p><u>38.</u> 剰余金の配当の基準日 (1) 当社は、株主総会の決議により、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。 (2) 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。 (3) (現行どおり)</p> <p><u>39.</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附 則 (定款変更の効力発生日)</p> <p>1. 本定款変更は、2026年7月22日開催の臨時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026年8月25日をもって効力を生ずるものとする。</p> <p>(事業年度変更に伴う経過措置)</p> <p>3. 変更後第37条(事業年度)の規定にかかわらず、第32期事業年度は、2026年3月1日から2026年8月31日までの6か月間とする。</p> <p>4. 本附則は、第32期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p>

3. 反対株主の株式買取請求権（第3号議案（3）株式譲渡制限の設定関係）

株式譲渡制限の設定（定款変更）に関し、会社法第116条第1項第1号に基づき、反対株主は当社に対し、その有する株式を公正な価格で買い取ることを請求できます。買取請求の期間は、2026年8月5日から2026年8月24日までです。買取請求権を行使するためには、本総会に先立って本議案に反対する旨を当社に通知し、かつ本総会において反対の議決権を行使する必要があります（議決権を行使できない株主を除く）。

以上



開催場所	交 通	
商工会館5H会議室 東京都千代田区霞が関3-4-2	東京メトロ ●銀座線 「虎ノ門」駅下車 11番出口より徒歩約5分	東京メトロ ●千代田線 ●日比谷線 ●丸ノ内線 「霞ヶ関」駅下車 A13番出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

